

倫理委員会規程

第1条（目的）

本「倫理委員会」（以下、「委員会」と称する）は「日本言語学会倫理綱領」にもとづき設置されるものである。本委員会は、本学会員に対して研究・教育・学会活動等における倫理にかかわる啓発をおこなうとともに、個別の倫理的な問題に関する学会への質問と相談を受け付け、会長へ報告し、会長からの付託・諮問を受けて学会としての対応について協議する。

第2条（委員会構成）

- 1 委員長は、会長が先任の委員中より指名委嘱する。
- 2 副委員長を置く。副委員長は、会長が倫理委員長と協議の上、個人会員中より指名委嘱する。
- 3 委員は委員長・副委員長を含めて8名とし、任期を1年として半数交代制とする。ただし委員の再任はさまたげない。
- 4 新委員は、委員長・副委員長が会長と協議の上、評議員及び会員から3名を選出し、評議員会で承認する。
- 5 任期途中で辞任する委員がある場合は、4と同じ方法で後任を決定する。後任者の任期は前任者の残任期間とする。

第3条（職務）

- 1 委員会は、「日本言語学会倫理綱領」の内容について、広く会員への周知と啓発に努める。
- 2 委員会は、本学会員の研究・教育・学会活動等における倫理的な問題に関する学会への質問と相談を受け付け、会長に報告する。
- 3 委員会は、倫理的な問題に関して、会長の付託・諮問を受け、「日本言語学会倫理綱領」にもとづき、必要に応じて調査委員会を立ち上げ、他の委員会・常任委員会等と連携しつつ、学会としての対応を協議する。調査委員会については、別に定める。
- 4 委員会は、協議結果を会長に報告する。会長からの指示を受けて、質問・相談に対する学会としての回答・通知等をおこなう。
- 5 委員会は、「日本言語学会倫理綱領」の内容を必要に応じて見直し、検討結果を会長に報告する。
- 6 委員は、職務において知り得た情報に関し、守秘義務を負う。

第4条（事務担当）

倫理委員会の職務に伴う事務は、学会の事務局が担当する。

（附則）

本規程の改定は、評議員会の議を経るものとする。

(2019年6月22日 評議員会承認。)

(2021年6月25日 評議員会修正案承認。)